

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年2月24日 14時17分ごろ
発生場所	和歌山県新宮市新宮港 新宮港北防波堤南灯台から真方位207°360m付近 (概位 北緯33°40.1′ 東経 135°59.1′)
事故の概要	貨物船 ^{たいほう} 泰豊丸は、入航中、浅所に乗り揚げた。 泰豊丸は、船底の右舷中央部等に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月25日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 泰豊丸、499トン 142616、泰豊海運有限会社、協和運輸株式会社、日新運輸有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底の右舷中央部及び船首部に破口、船底部全般に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、空倉であり、本事故当時の喫水が、船首約1.80m、船尾約3.40mであった。 船長は、今までに新宮港への入港経験がなかった。 本船には、電子海図情報表示装置があったものの、新宮港の分図である海図W46（新宮港及付近）を備えていなかった。 船長は、入航中、船首方に認めた灯浮標が航路の中央に設置された安全水域標識であると思い、同灯浮標の南側の海域が広く、航行できると思ったので、同灯浮標を右舷側に見て航行した。 海図W46によれば、船長が船首方に認めた灯浮標は、東方位標識（標識の東側に可航水域があり、西側に浅瀬等の障害物があるなどの意味を持つ。）である新宮港沖ノ八島北東方灯浮標である。
分析	本船は、船長が、方位標識を把握していなかったことから、東方位標識の西側を航行したものと考えられる。 船長は、船首方に認めた灯浮標を安全水域標識であると思い、同灯浮標の南側に広い海域があったことから、同灯浮標を右舷側に見て航行したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が方位標識を把握していなかったため、本船が、東方位標識の西側を航行し、浅所に乗り揚げたことにより発生したもの

	と考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・入港先の水路調査を必ず行うこと。